○指定障害福祉サービス等事業所の管理者となる際に必要な資格について

１療養介護

　医師であること　（資格証：医師免許）

２生活介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，障害者支援施設の施設長

　以下のいずれか

　・社会福祉主事　（資格証：社会福祉主事の証明となる資格証）

　・社会福祉事業に２年間従事した者　（資格証：社会福祉事業の実務経験証明書）

３就労継続支援A型・B型

　以下のいずれか

　・社会福祉主事　　（資格証：社会福祉主事の証明となる資格証）

　・社会福祉事業に２年間従事した者　（資格証：社会福祉事業の実務経験証明書）

　・企業を経営した経験を有する者　（資格証：経験がわかる書類）